

平成27年第2回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成27年6月24日）

（午前10時05分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、平成27年歌志内市議会第2回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に2番田村武史さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から6月26日までの3日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案7件、報告3件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成27年第1回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。
次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。
以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようですので、諸般報告を終わります。

報 告 第 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第7号専決処分の報告についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第7号専決処分の報告について御報告申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分の理由は、平成27年6月1日の法華橋横防火水槽付近における草刈り作業中の車両物件損害について、事故の原因が本市にあることから、当該車両の修理費の全額を市が支払うことで示談を締結したので、昭和63年6月22日議決の市長専決処分事項の指定により専決処分したものであります。

次ページに参ります。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分する。

1、損害賠償専決処分書。

次ページに参ります。

損害賠償専決処分書。

1、損害賠償額、2万4,948円。

損害賠償の内訳、修理費2万4,948円。

2、事故発生日時及び場所。

平成27年6月1日（月）午後3時18分ごろ。歌志内市字神威1003番地1、道道赤平奈井江線（法華橋横防火水槽付近）。

3、損害賠償の相手方。

歌志内市字本町74番地12。所有者、齋木直隆。

4、損害車両名、トヨタ、ヴェンガード、札幌301、も、4383。

5、事故の発生状況及び原因。

上記日時、場所において、消防職員2名が防火水槽周囲の草刈り作業中、草刈り機で飛んだ石が道道赤平奈井江線を赤平方面に走行中の車両に当たり、車両の後部座席左側窓ガラスを破損させたものでございます。

6、損害賠償について。

職員の業務中における事故であり、周囲の環境に注意しながら作業を行っていたものの、道路から10メートル近く離れた場所で作業を行っていたため、事故までを予見しなかったことから、本市の加入する消防業務賠償責任保険の規定により、修理費を全額支払うことで合意し

たので、平成27年6月5日、示談を締結したものでございます。

次ページの示談書につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、損害賠償額2万4,948円につきましては、市が加入しております消防業務賠償責任保険から直接自動車修理会社へ支払い済みでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回、たまたま消防署員が草刈りをしていて、防火水槽の近くでやっていて、石が飛んだということなのですが、市のほうでいろいろ委託して、道路沿いで結構草刈りだとかやっているといるのです。そのときに、車道側に石が飛ばないようにだとかという工夫を市のほうでしているのか、対策をどういうふうにとっているのか、そういうのをちょっと聞きたいと思うのですけれども。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 建設課のほうで今、賃金で雇っている方につきましては、このような石が飛ぶということの注意として、鉄板といいますか、刃のついたものでやる場合にはさほど石は飛びませんが、ひも状のものでやるとどうしても行きますので、その辺、回転の方向を内側に来るように、車側に飛ばないように工夫、あるいは接近している場合、草刈り機を上げると、いわゆる刃の回転を草から離すというようなことで工夫をするようにということで指示しております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 結構国道とかでやっているのを見ると、道路側に大きい盾を持って、石を飛ばないようにやっているところもあるのですよね。そういったところ、やっぱり人の数もかかるのですけれども、道路沿いに石が飛ばないようにするというのは、1人でやっているときと音でわからなかったりだとか、車が近づいてきているのがわからなかったりだとか、そういったこともあると思うので、そういった大きい盾だとか、そういうのを持って一緒に、2人一組になって移動して刈っていくという方法も再発防止につながると思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 国道、道道沿いでそういう光景が見られます。市のほうにつきましては、特に自転車道、公園含めてやっているわけでございますけれども、場所によっては、そういう対応をしなければならない部分もあろうかなと思いますので、今後、そういった対応をしてまいりたいというように思います。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第7号は、報告済みといたします。

報 告 第 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第8号平成26年度歌志内市繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

報告第8号の平成26年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

報告第8号平成26年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

次ページをお開き願います。

平成26年度歌志内市繰越明許費繰越計算書。

これは、平成27年第1回定例会において補正しました繰越明許費の繰越計算書についての報告であります。

1、一般会計。

2款総務費1項総務管理費、事業名、地方版総合戦略策定事業、金額700万円。

7款1項とも商工費、事業名、プレミアム付商品券発行事業、金額1,300万円。同じく事業名、地域観光資源等情報発信事業、金額700万円。これらは、国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策である地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金の対象となる事業を繰越事業とするため、それぞれ事業費の全額を平成27年度に繰り越したものであります。

次に、8款土木費5項住宅費、事業名、改良住宅屋根塗装工事、金額128万6,000円。同じく事業名、市営住宅屋根塗装工事、金額96万2,000円。これらは、国の社会資本整備総合交付金の対象となる事業を繰越事業とするため、それぞれ事業費の全額を平成27年度に繰り越したものであります。

次に、10款教育費3項中学校費、事業名、情報教育推進事業、金額1,400万円。5項社会教育費、事業名、小さな拠点づくり推進事業、金額2,300万円。これらも地域活性化地域住民等緊急支援交付金の対象となる事業を繰越事業とするため、それぞれ事業費の全額を平成27年度に繰り越したものであります。

以上で、報告第8号平成26年度歌志内市繰越明許費繰越計算書についての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第8号は、報告済みといたします。

報 告 第 9 号

○議長（川野敏夫君）　日程第6　報告第9号株式会社歌志内振興公社第32期事業報告及び第33期事業計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

報告第9号株式会社歌志内振興公社第32期事業報告及び第33期事業計画について。

株式会社歌志内振興公社第32期事業報告及び第33期事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり御報告するものでございます。

1ページをお開き願います。

第32期事業報告概況であります。

(1) 高齢者健康センター「うたしないチロルの湯」事業についてであります。市の主要な観光拠点である施設を譲り受け、「健康」「温泉」「食」をテーマとして、施設利用者の利便性向上と集客増加を目指し、運営に取り組んでまいりました。

今期におきましては、前期に実施した施設のリニューアル効果を維持するため、接客の向上や各種イベントの実施などにより、魅力ある施設づくりに努め、利用者の増及び売り上げ増を図ってきたところであります。

これらにより、入館者を初め宿泊やレストラン部門でも1日平均利用者が前期に引き続きふえ、運営事業収益も増加となりました。

しかし、施設建設から20年以上が経過していることから、前期において大規模改修を施した箇所以外の施設設備の故障が相次ぎ、修繕費がかさんだことなどにより、経営安定化には結びつかず、市からの緊急経営支援を受けたところでございます。

次に、利用状況ですが、入館者は13万8,061人で、前年比3万1,875人、30.0%の増、1日平均では、前期比21.4人、5.9%の増、宿泊者は6,109人で、前年比1,794人、41.6%の増、1日平均では、前年比2.2人、15.0%の増となっております。

前年は約2カ月間のリニューアル工事に伴う閉館があるため単純比較はできませんが、1日平均利用者数で、入館・宿泊者とも前期を上回る利用者数となっており、リニューアル効果を維持できているものと判断いたしております。

次に、(2) 社員等に関する事項であります。平成27年3月31日現在の社員等の内訳は、正社員(月額者)が5人、臨時社員(パート)が16人の計21人となっております。

次の(3) 事業収支に関する事項につきましては、後ほど御説明いたします。

2ページに参りまして、(4) 庶務事項につきましては、定時株主総会を1回、臨時株主総会を2回、取締役会を7回開催し、記載の案件をそれぞれ処理したところでございます。

次に、3ページに参ります。

第32期(平成26年度)株式会社歌志内振興公社貸借対照表でございます。

初めに、資産の部ですが、流動資産は2,154万4,866円、固定資産は2億3,809万5,238円で、資産合計は2億5,964万104円でございます。

負債の部につきましては、流動負債が1,272万146円で、負債合計も同額でございます。

純資産の部につきましては、株主資本が2億4,691万9,958円で、純資産合計も同額でございます。

よって、負債・純資産合計は2億5,964万104円となります。

次に、4ページに参ります。

第32期(平成26年度)株式会社歌志内振興公社損益計算書でございます。

売上高は、売上値引き戻り高299万6,652円を差し引きし、1億2,864万677円で、売上原価は、売店等の商品繰越であります期首棚卸高69万4,592円と食材等の仕入高3,054万7,891円の計3,124万2,483円となり、棚卸資産であります期末棚卸高の112万3,885円を差し引いた3,011万8,598円となったことから、売上総利益金額は9,852万1,469円であります。

ここから販売費及び一般管理費の1億3,192万3,561円を差し引いた3,340万2,092円が営業損失となります。これに営業外収益である受取利息1,023円及び受取配当金1,592円、市からの各種補助金等である雑収入5,551万9,779円を加え、ここか

ら営業外費用である支払利息割引料6万4,300円を差し引いた結果、2,205万6,002円が経常利益となり、これから法人税等充当額32万2,000円を差し引いた2,173万4,002円が当期純利益となっております。

次に、5ページの販売費及び一般管理費でございますが、これにつきましては説明を省略させていただきますが、次ページに販売費及び一般管理費の決算状況として、前期と対比したものを税込額の資料として添付しておりますので、お目通し願います。

次に、7ページの株主資本等変動計算書でございますが、資本金につきましては4,200万円で変動がなく、当期末残高も同額となります。

資本剰余金につきましても変動がなく、2億5,000万円が当期末残高となります。

利益剰余金につきましては、当期首残高マイナス6,681万4,044円に当期純利益の2,173万4,002円を加え、当期末残高はマイナス4,508万42円となり、この結果、株主資本合計並びに純資産合計は前期末残高2億2,518万5,956円、当期変動額合計2,173万4,002円で、当期末残高は2億4,691万9,958円となっております。

8ページの監査報告につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、第33期の事業計画につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

第33期（平成27年度）株式会社歌志内振興公社の事業計画は、次のとおりとする。

1、基本方針、当社は、市民の憩いの場並びに交流施設としての役割を果たすため、「健康」と「温泉」、「食」をテーマとした各種健康増進事業を積極的に展開するとともに、市内観光施設である道の駅、スキー場、郷土館等との連携を図りながら、経営安定化に努め、地域経済の振興と住民福祉の向上に寄与してまいります。

なお、今期も前期に引き続き、利用者増を図るため、各種イベント事業の継続、接客力の向上、利用促進につなげるための効果的なPR活動に努めてまいります。

また、経営改善を図るため、売り上げ増への取り組みの強化及び施設管理費等の経費削減に努めてまいります。

2、部門別事業計画等の概要ですが、（1）温泉（日帰り）事業。

浴室内の維持管理及び清掃に努め、常に清潔な状態を保つよう、衛生管理の徹底を図ります。

また、特色あるイベントの実施や近隣温泉施設との交流事業を拡充させるなど、より一層の集客の確保に努めてまいります。

さらには、利用者の視点から意見をいただくための温泉モニター制度を導入し、施設運営の改善に努めてまいります。

（2）宿泊事業。

宿泊部門においては、地場産品や道産食材を多く使った季節感のある安心・安全な料理の提供に努めるとともに、廉価な価格設定により、団体、ビジネス客等の確保に努めてまいります。

（3）レストラン・宴会事業。

レストラン・宴会食も宿泊食と同様、地場産品、道産食材をメインとした新たなメニューの提供により、集客を図ってまいります。

また、地場産品普及啓発事業であります、家庭で楽しむ空知の食材事業参加者の声を反映させるなど、料理の質の向上を目指すとともに、利用者から喜ばれる料理の提供に努めてまいります。

(4) 多目的アリーナ事業。

多目的アリーナは、冬期間以外の利用促進を図るため、新規団体合宿誘致のPR活動に努めます。また、冬期間の管理経費節減に努めてまいります。

3、収支計画につきましては、次ページにありますように、事業収益は、営業収益1億4,167万3,000円、営業外収益3,436万7,000円の合計1億7,604万円で、事業費用の営業費用は1億7,150万4,000円を予定予算とし、3ページにその予算実施計画並びに説明書として、収入及び支出の内訳を科目ごとに税込みであらわしておりますので、お目通し願います。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長(川野敏夫君) これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

谷秀紀さん。

○5番(谷秀紀君) 株式会社歌志内振興公社の件につきましては、以前、私、現職のときから質疑をいたしております。久しぶりに振興公社の内容について精査してみました。

それで、多岐にわたって質疑があります。ゆっくりと質疑をしていきますので、その点、御理解をしていただきたいと思います。

まず、1点目でございますが、事業概況の中で、たしか1ページ目だったと思います。市からの緊急経営対策を受けたと記述してございます。その内容について具体的に示していただきたいと思います。

次、2点目ですが、庶務事項に関する事で伺いますが、株主総会の開会内容はどのように行っているか。

そしてまた、3件目になりますが、総会議長の選出と就任方法はどのように行っているのかを伺いたいと思います。

4件目であります。現在の株数の総発行数と一株幾らの額面なのか伺いたいと思います。

それから5件目でございます。現在の登記簿上の役員は何名就任しているか伺いたいと思います。

それから6件目でございます。平成26年5月22日の定時株主総会の第2号議案で、取締役辞任届不受理についてとあります。この不受理の内容についてお聞きしたいと思います。

次に、7件目です。今年1月26日の取締役会の第3号議案その他で、短期借入金の取り扱いが議題となったものと思います。この借入金の内容について、内容とは、金額、科目、返済期日、それらについて伺います。

それから8件目でございます。確認をさせていただきますが、以前に現副市長が総務課長時代に、振興公社には一般会計等からは繰り出しなどはしませんという答弁の経緯があったと思います。このことをいま一度確認したいと思います。

次に、9件目でございます。また、借入金の記載が貸借対照表に記述されていないのはどうしてなのか伺います。というのは、恐らく7件目で言いました短期借入金ということが書いてございましたので、これに触れて、今、記述されていないのはどうなのかということでございます。

それから10件目でございます。損益計算書に、営業外収益で雑収入が5,551万9,779円が計上されております。経理上の雑収入の性質から見ますと考えられない数字と考えます。この内容について具体的にお答えをしていただきたいと思います。

それから11件目です。ページ6の決算説明書、収益的収入及び支出の第32期決算のそれぞれ節に科目が設定されておりますが、販売費及び一般管理費の科目で金額が違うところと

か、そういうところが結構見受けられます。この数字の違いについて説明をしていただきたいと思います。

それから12点目ですが、32期の決算で、累積赤字は一体幾らになっているのか示していただきたいと思います。今まで累積赤字についてほとんど触れられていないと、このように私は感じておりますので、この件については明確にお答えしていただきたいと思います。

それから13点目でございます。ある意味では、繰り入れているお金も赤字だから入れているわけですから、それらも含めると、実態の累積赤字が相当膨らんでいるかと思うのです。それらも含めた金額を伺いたいと思います。

それからもう一つには、株、たしか資本金ですね、7の。たしか私が記憶していた、当時は資本金1,200万円だったと思うのですが、4,200万円にした経緯と内容ですね、理由といますか、これもお答えしていただきたいと思います。

まず、これだけです。よろしく御答弁願います。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁。

株主総会の内容その他については、役職として知り得た分の答弁をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、村上市長。

○市長（村上隆興君） 谷議員の質問にお答えいたします。

14点と受けとめております。私から2点目、3点目、そして13点目、14点目について御答弁申し上げ、1点目につきましては松井財政課長、8点目につきましては岩崎副市長、残りの質問につきましては平間産業課長から御答弁申し上げたいと存じます。

私のほうからまずお答えいたします。

2点目の株主総会、臨時株主総会の決議内容ということでございますが、議案に記載のとおりの内容と、私の段階では、そのように伺っております。

3点目でございます。株主総会等における議長の選出方法でございますが、定款第18条の規定に基づき、代表取締役が選出されるものと理解しております。

13点目でございます。繰入金金額につきましては、公社に事業移管した平成18年度以降、このたびの緊急経営安定化資金までの間は、赤字補填としての交付はございません。

14点目でございます。資本金1,200万円から4,200万円に増資した理由ということでございますが、1,200万円から4,200万円に変更する経過の中で、振興公社に施設を売却した平成19年度時点で2億9,200万円となっております。その後、平成20年に2億5,000万円を減資し、現在の資本金となっております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 松井財政課長。

○財政課長（松井敬道君） 私からは、1点目の緊急経営安定化資金を受けた内容について御答弁を申し上げます。

緊急経営安定化資金補助金につきましては、振興公社から緊急経営支援の要望文書、そして貸借対照表、損益計算書、販売及び一般管理費の内訳を添付の上、市に要望がされております。

振興公社につきましては、平成19年3月に市から、うたしないチロルの湯、そしてアリーナチロルを取得しまして、健康の村施設活性化推進事業計画に掲げております各種事業を推進し、市民の健康増進を図るとともに、新たな顧客獲得に伴う交流人口増による、地域経済の活性化に努めておりました。

しかし、近年、施設の老朽化が著しく、利用者減の要因になっていたことから、平成25年8月に入浴施設を主にリニューアルを行っております。

リニューアルオープン後は、日帰り入浴を初めレストランや宴会部門における利用者は増加し、収益は増加いたしました。単年度黒字までには至らず、累積赤字も平成25年度で約6,600万円になっております。

このような大変厳しい状況の中、従業員一体となって経営状況改善に向けて取り組んでおりましたが、修繕費を初めとする経費の増がかさんだことなどによりまして、今後、大幅な資金不足が生じることから、市に緊急的な資金援助の要望があったものでございます。

振興公社の経営状況につきましては、流動資産から流動負債を差し引きました赤字額であります。不良債務につきましては、平成26年12月31日現在で1,805万867円で、損益計算書は、平成25年12月末と平成26年12月末を比較しますと、平成25年は705万6,601円の純損失、平成26年は514万1,585円の純損失で、前年同期と比べまして191万5,016円、収支が改善されておりました。

チロルの湯は、本市の観光産業及び拠点施設であり、高齢者対策を初めとします各種健康増進事業を推進しており、市民を初め近郊から年間約12万人の利用客が訪れていることから、雇用の創出や地域の経済の活性化にも寄与しております。

また、近接する中村地区の公営住宅には浴室が設置されていないことから、公衆浴場としての役割を果たしております。市民になくってはならない貴重な施設であります。

このため、振興公社から要望のありました緊急的な資金援助につきまして、緊急経営安定化資金補助金として予算計上したものでございます。

○議長（川野敏夫君） 岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） 一般会計からの繰り入れの問題についてでございますけれども、基本的には、前の考え方と一緒にございますが、数少ない雇用を守るために、行政として支援できるものについては、いかに支援できるかということも一方では考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 私のほうから、残りの御質問に対する答弁をさせていただきます。

まず、4番目と申します。株式発行数及び額面金額でございます。

発行株式の総数は5,840株でございます。額面金額につきましては、平成13年の旧商法の改正の中で、額面株式制度が廃止されておまして、一株幾らという考え方がなくなっておりますので、その額面の金額を明示することはできません。

次に、登記簿の役員数でございますが、現在、取締役6名、それから監査役1名となっております。

次に、役員退任届が不受理になったという部分の内容でございます。

定款変更の議決承認を得ず、役員退任届を受理していたということがございまして、これが誤りでございまして、この点について不受理という形としたものと伺っております。

次に、短期借入金の内容でございます。

昨年9月26日借り入れの1,200万円の部分で、返済日につきましては、本年1月30日ということで伺ってございます。

次に、一時借入金について、貸借対照表に記載されていないがということでございますが、本年3月末で借入金を返済していることから、記載されていない旨、公社のほうより説明を受けてございます。

次、損益の雑入について、金額が多額であるということで、その内容ということでございますが、市の補助金につきましては、従来、振興公社では雑収入で処理をしてございます。会社の経理処理方法によるものとして理解をしているところでございます。

次に、収益的収入の節で科目設定されているが、決算の金額が違うのはなぜかということでございますが、これは税込み金額と税抜き金額の違いでございまして、以前、議会より、直営時代と同様の資料を添付するよう要請があった以降、このような形で提出をさせていただいているところでございます。

次に、第32期決算における累積赤字の金額はということでございますが、繰越利益剰余金のマイナス4,508万42円となっております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 自分で多岐にわたって質疑したのですが、今それぞれ分担して答弁をいただきました。

私は、実は以前の首長時代に、決してチロルの湯、この温泉は、やはり基金の問題から考えても廃止はできないし、相当時間がかかるのかなと、ある程度健全するまで。

ただ、問題は、健全化経営に至る内容、これがやはり問題になろうかということで、こういう質疑をしているのです。

それで、実は前は、直営のときは、直接行政がいろいろと管理監督しておりました。今は、三セクという立場の中でやっておりますので、そういうことを考えると、やはりもう少し、もちろん担当所管は努力もしているでしょう。私それは、理解は十分しているのです。それから、先ほどもちょっと言った基金の問題から、この問題があるから上砂川も悩んでいるのです、正直言って。これも私わかっているのです。

そんな中で、ちょっとこの内容について、やはり私は、順番は別として、今、大事な赤字の問題。赤字の問題は、今4,500万円何がしの話がありました。

実は、以前に、佐藤課長時代です。このときの答弁で、平成23年6月議会の会議録を見ていただいたらわかります。このとき私、質疑したときに、約1億円以上も赤字になろうかという答弁あるのです。議事録を私は見て言っているのですから。それで今4,000万円何がしなのですけども、埋まっていないはずの赤字が、1億円以上あったものが何で、それこそ3年間で、とりあえず1億円以上となっていますけれども、1億円として。5,000何万円も埋まっているのかと。その間、補助金も出したりいろいろやっているのですよ。だからこういう疑義があるのです。

やはり本会議で答弁をもらっておりますので、今の答弁は、4,500万円何がしの答弁です。今言ったように、やっぱり差が5,000何万円もあって、わずか数年の間に埋まっているとは考えられないのです。今までの決算を見てくると。だから、私はこれをどうも疑義として感じるのです、このことについて、まず答弁いただきたいのと。

それから、大きなところで雑収入の関係です。補助金を雑収入に入れたと思うのです。実は補助金は、端的に言ってしまうと、だめだよと、補助金はということで、要する補助金とか助

成であれば返すことはないから、はっきり言えば。返すことがないから、こういう手法を使ったのかなと。

この手法は、要するに借入金にすると、やはり流動負債の中にきちっと書かなければいけない、借入金幾らと。ところが、先ほどの話では、返済したという。借入金であれば堂々と流動負債の中に書いて、返済するなら返済できちっとやればいい。だから雑収入の中で処理しているのかなという疑問を持ってしまうのです、ある面で。

どういうことかという、雑収入にする手法というのは、補助金とか、会社が支払いが、要するに返済が困難になったと。返済が困難になってくる場合、要するに債務免除益という手法があるのです。こうすると雑収入扱いできるのです。要するに債務免除益というやつです。だから、益ですから、要するに営業外収益の益で、雑収入の中で処理できるのです。だからこういう手法を使っているのではないかというふうに私は思っている。これはこの手法はだめだと言っているのではないのです。そういうふうにしなくて、堂々と借入金は借入れ、赤字はこれだけあったと、やはり鮮明に明確に、私はやはり数字は出すべきでないのかと。これだけの数字になってしまったら市民から怒られるだろうとか、そういう物の考えをしないで、やはりきちっと数字は。そうすると私どもも、ただ、私はどうしてこういう数字になったのだということ、類いで終わるし。

そして、チロルの実態も、私はもちろんだけれども、議員の皆さんも重々知っていると思うのです。だから、恐らく債務免除益、税理士さんがよくこういう手法をやると思うのです。だから、そういう知識、知恵をいただいて、そういうふうに雑収入で処理しているのではないかと。

昨年を見ますと、すごいですね、1億7,700万円ほど雑収入扱いしているのです、実際、昨年のやつ。だからこのことをずっと精査してみると、今言ったように、やはり補助金とかそういうことでやれば、今、副市長も答弁したように、一切繰り入れしないよという、前段のそういう答弁もあったから、やはりそういうことも含めて、こういう処理をしてしまったのかなと、私の立場からすれば、そう考えてしまうのです。

だから、先ほども申したように、やはりきちっとした数字を出していただくことを願いたいのです。やはり数字については、よく数字のマジックなんていう言葉もありますけれども、やはりこのことについては今後きちっとやっていただきたいなど。今言った赤字の問題についてもそうですけれども、やはり問題は数字です、はっきり言って。

それから、私は登記簿謄本みんなとって、わかっているのです。中身わかっけていて質疑していました、はっきり言って。先ほどの額面のやつもちょっと私ちょんぼしましたけれども、登記簿謄本をとって内容を確認しながらやっています。

ただ、やはり登記簿謄本も見ますと、やはり退任したら、商法上、何日以内に登記しなさいという問題ありますよね。これもやっぱりそれになっていないのです。やはり行政ですから、法律を守らなければならない行政が、こういう事務をやっていること自体が、やはりマンネリ化しているところがあるのではないかということをお願いするのです、全般的に。特にこれは、特に所管の担当者は、やはり役員がかわったら、商業上の期日があるわけですから、法律に定められているわけですから、そういうことをきちっとやるべきだと私は考えます。このことについても、今後の考え方をいただきたいと思います。

それと、税抜き、税込みの話がありました、経費問題で。私も、今言われたら、前に、質疑に答弁があったなと今気がつきました。

それで、これもできれば税込みだとか、表示を枠外に、税込み金額、そういう親切も必要で

はなかるうかと思いますが、その点についてはいかがですか。

とにもかくにも数字が第一ですので、何事にも。やはり数字について、今後もう少しきちっとした考え方を持って運営、経営にさせていただきたいし、それから、取締役の方々も、身内の中でやっているわけですから、きちっとした発言して、そして、市民にできるだけ負担がかかっていかないように、そのようなことをやっていただきたい。このように考えます。

と申しますのは、やはり市民からすれば、どんどんどんどんそういう施設にお金が、市民のお金でつぎ込まれることが、やはり感じるわけですから。そして、こういうものを買っていただきたい、こういうものを設置していただきたいといったときに、銭こがないと、すぐそういう言葉が出てくる。そういうことにならないようにもう少し、本当に人口も減少し、そういう今厳しい歌志内が、ひしひしと来ているわけですから、そういうことを含めて、やはり市民の皆さんが、行政頑張っているなど、そういう目に映るようなことを私はしていただきたいと思うのです。

特に、施設の第三セクターの問題については、財政課長知っているとおりに、公会計の中にも触れられているし、やはり中央のほうもどんどん考え方が変わってきております、地方自治体に向けるものが。だから、そういうことをきちっと捉えていかないと、不幸になるのは市民なのです。そういうことは、今後、人口減少も伴って、そういうことがないように、やはり理解していただけるような僕は行政活動をしていただきたいと思います。

今言ったことに対して答弁いただきたいと思いますが、あくまでも数字、この数字については、緊張感を持ってやっていただきたい。このことは、最後の数字については、市長、済みませんが、市長の見解をいただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） お答えいたします。

最初の23年6月、1億円からの赤字があったということで、それ以降数字が落ちてきているということですが、毎年6月には必ず公社の決算内容、あるいは事業内容等が報告されるところでございます。そういう中に、この数字の動きというものが明らかになっている、そのように思っておりますので、当時、私はおりませんのでちょっとわかりませんが、それ以降、議会のほうへの報告、こういう中で質疑いただいているものと、そのように理解しております。

2点目の雑収入の関係でございます。この辺の扱いは、公社のほうで税理士の皆さんにお願いしておりますので、その辺の御指導も受けながら、予算決算等については整理されているものと、そのように理解はしております。

また、去年、1億7,700万円云々という数字がありました。これは議会のほうへ私ども説明してありまして、大きなものにつきましては、施設の改修事業、これが基金のほうの金額を取り崩しまして、そして改修をしたというのが大きな数字となっております。

登記、商法の関係でございますが、これは、実は以前に議会で御指摘を受けました。そういうことで、先ほどの答弁にもありましたように、公社、あるいは行政一体となって、この辺について議会のほうへ考え方、手違い、こういうことを含めておわび申し上げまして、手続を進めたという経緯がございます。

それと、資料の関係でございますが、これは配慮が足りなかったのかなと、今後気をつけたいと思います。

それと、最後の運営の関係でございますが、これ全体を見まして、やはりあれだけの規模、それから、朝早くから夜遅くまでの営業ということになりますと、なかなか大変な仕事だと

思っております。私どもの場合は、何とか収益の改善を図ろうという考えで、人件費を相当圧縮しているという、これがいいことか悪いことかは別としまして、そういう中で努力いただいているということでございます。

本来であれば、過去には市のほうから職員を、直営の場合、張りつけまして、経営その他、そこで専任で行かせたらという時代もありますが、御承知のとおり、1人、2人、専任をつけるということになりますと、相当な人件費の負担というものを覚悟しなければならないのかなと思います。

また、それが本来、正しい姿なのかなと思っておりますが、ただ、今は何としてでも収支の改善に努力していただくということから考えますと、私どもの所管職員もかなり無理をさせているという部分がありますので、その辺は、まことに申しわけないとは思いますが、今後の体制として考慮していかなければならないのかなと、そのような思いでは現実にはおります。

いずれにしても、チロルの湯というのは、歌志内市民にとって、健康増進、あるいは市外からの交流、あるいは市民の憩いの場として私は現在必要な施設と、そのように理解しております。公共の施設と、公益性があると、市民が必要だと判断してくれる中で、補助金という支援をしながら、これからも存続していただきたいと思いますと思いますが、それなりの努力はやはり必要だと思いますし、これからの公共施設含めて、議会、それから市民の皆さんがどう判断するかという意見をいただきながら、今後の扱いというものを考えていかなければならないのかなと、このように思っているところです。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） おおむね答弁いただいております。大事な施設だと、それは私も先ほど申し上げましたけれども、確かに本当に重要な、歌志内にとっては今は重要な施設なのです、正直言って。だからこそ、そのことを踏まえて、安閑とではなく、やはりきちっとした、どこに問題点があるのだと、問題点があれば早目に措置をする。これが大きな傷口を広げない一つの私は過程だと思うのです。だからそういうことを、今までの惰性でやってくると、これでいいかと、一般的にそんな思いをするのは当たり前のことなのだけれども、やはりそこに危機感と、緊張感を持って、私はよく本会議で、緊張感なり危機感を持ってくれと言うことがたびたびあります。まさにそうではないかというふうに思っているのです。ですからそのことをやはり認識をしっかりと捉えていただきたいのです。そうしないと改善なんていうのはないのです。私も民間会社で管理職をやってきた人間ですから、民間の手法というのは十分わかっていますし、だから、行政手法と民間手法の違いなんていうのは本当に、ある面では月とすっぽんの差があるのです。だからそこなのです。

要するに三セクの温泉は、民間ですから、そのところを行政マンの皆さんがどう、民間手法のいいところを捉えて入れているか、入っていないか、このことを私は言いたいのです。このことは認識していただきたいと思います。このことについて、3度目の質疑なので、まずこれ一つと。

それから、これは副市長に質疑したいのですが、やはり以前に、繰入金の問題なのです。約束したことは、やはり約束しないと、私どもも市民の代表としてしゃべっているわけですから、この場から。それがほごにされると、やはり行政に対して信頼をしなくなるのです。守るべきは守る。守れなくなったら、こういうことで守れなくなったのだと、そういう話があってもいかがかと私は思っているのです。そういう話もないままずっと来ているものですから、あえて私、今回質疑させてもらったのです、そういう意味で。

私どもも市民の代表として来ている以上は、理事者の皆さんも、市民の代表として議員はしゃべっているのだと、そういうことをしっかり捉えていただきたいのです。簡単にほごにされてしまうと、何だこの理事者はと。しいて言えば議会軽視も甚だしくなるので、厳しいことを言えば、やはりそういうことを認識してやっていただきたいなど。

正直に言っていただければ、ちゃんと理解するところは理解するわけですから、隠そうとすれば、だんだんだんだんおかしくなるわけですから、これは哲学的にそうなっていますから。そんなことで、やはり今後そういうことのないように、やはり約束したことはきちっと約束していただきたい。このことも副市長から答弁をいただきたいと思います。そんなところで。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） お答えいたします。

1点目の経営に関することですが、私どもも、先ほども申しましたように、やはり専任の職員をつけて、朝から一体となって経営に集中するという環境が一番望ましいとは思っております。

チロルがスタートした平成4年、このときには約8,000人からの人口がございました。現在3,700人を若干超える程度で。油も当時の価格とは全く違った数字になっております。今こういう経営環境の中で、おとしは700万円、去年は500万円という数字で、赤字が相当赤字ですけれども、その幅というのは非常に圧縮してきております。ある意味、経営努力というものが形をあらわしてきたのかなと思っておりますが、こういう中に、また人件費等大きく数字を加えますと、また悪化していくという、そういうジレンマも実際にはございません。

これから先、いろいろな皆さんの御指導、あるいは意見をいただきながら、この経営環境というものを勉強し、考えていきたい、そのように思っております。

2点目の副市長の関係ですが、副市長は、今でも真水は入れたくないという、そういう考えは変わっておりません。

ただ、今年度について、運転資金が欠けるといのか、長期の借り入れといのか、そういう形になってしまうものですから、運転資金がショートするということで、これ私の判断です。最終的には市長判断で決断をしたということでございまして、内幕までは申し上げませんが、決して議会のほうへお約束していることについて、知らない顔をしていたと、そういうことが一言も内部の議論の中に出ていないということではないということで、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 一つ目なのですが、ことしの第1回の定例会で、監査報告として、いろいろ指摘があったということで、その中で、指摘が、26年度まだ改善されていないということがありました。何で今回、いろいろ1年間通して、取締役会、ほかに株主総会、いろいろやっていますけれども、それが何で26年度改善されなかったのかお聞きしたいと思います。

二つ目として、レストランの売り上げが結構伸びているという話なのですが、これはいいことだと思うのです。

ただ、ちょっと気になるのが、神威岳温泉のレストランにシェフがいない時期がありまして、限定のメニューでしか接客できない状況が続いている。今どうなのかはちょっとあれなの

ですけれども、そういったことを考えると、結構、神威岳温泉のお客さんがチロルに流れているという可能性もなきにもあらずだと思っておりますけれども、その辺の分析、どういうふうに行っているのかを聞きたいと思えます。

三つ目として、33期の計画の中で、経費の削減をということで書いております。経費の削減、今までもかなり従業員の方やってこられているのは重々わかるのです。

また、その中で、また経費の削減を抑えるということになると、何回も話をするのですけれども、お客様へのサービスの低下につながるおそれもあるのではないかと思っております。その辺どういうふうに行っていくのか、考えているのか、お聞きしたいと思えます。

四つ目として、入館者と宿泊者、これ市内のお客さん、市外のお客さん、いろいろ多分わかると思っておりますけれども、内訳はどういうふうになっているのかお聞きしたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 1点目の株主総会の件でございますが、これは議会でも御指摘されたことでございます。26年の報告の中には出てきておりますが、当然私どものほうでも指導しておりますので、今年度を含めて改善が図られているものと、そのように理解はしているつもりでございます。

2点目のレストランの伸びということでございますが、レストランといいますか、宴会も含めてそうなのですが、やっぱりシェフ次第なのですね。シェフによってはどんと減りますし、逆に市外からも客を呼び寄せるといことが現実にあるようでございます。そういう意味で、また、営業の関係もありますでしょうし、なかなか難しいものかなと思っております。

また、神威岳の関係については、営業の関係でいろいろなことを考えながら運営しているというふうに向っておりますので、戦略的なものかなというふうに向しております。

3点目の経費削減でございますが、これは、議員おっしゃるとおり、お客さんに影響のある部分については極力避けて、それ以外で、自分たちが気づく部分、あるいは職員の皆さんでディスカッションしながら、そういう新たな掘り起こしをしながら経費の節減に努めていただければと、そのように思えます。

それから、市内、市外は何名かということでございますが、申しわけありません。私のほうではちょっと聞いておりませんので、もし担当課長のほうでわかれば答えていただきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 入館・宿泊者の市内外の内訳ということでございますが、特に、日帰り入浴の方につきましては、当然、個人情報ということもございまして、明らかに数字的なもので押さえている部分はございませんが、フロントの従業員等にお聞きすると、大体市内4割、市外6割ではなかろうかと、このようなことでお聞きしたことはございます。

○議長（川野敏夫君） 課長、宿泊者のほうは。

平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 申しわけありません。宿泊者の部分、ちょっと資料を持ち合わせしてございませんでした。申しわけございません。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 監査からの指摘のことなのですけれども、25年度のときに改善してほしいということが上がってきて、それで26年度にまだ改善されていないということで、3月の定例会のときにそういった報告がされておりました。

1年も2年もかけてやらなくても、多分、やりましよう、取締役の中でそういう話が決ま

ればどんどん進んでいくのではないかなと思うのですけれども、そういったところを取締役会の中できちんと直すところは直す、そういったところからすっきりしていかないと運営のほうにもつながっていかないのではないかなと思います。その点について聞きたいと思います。

もう一つ目、経費の節約なのですけれども、北電の値上がりの件で、多分1年契約とか、そういった契約で多分やっていて、去年の10月かことしのどっちから電気代が多分はね上がると思うのです。そういった経費が上がることについて、どういうふうにシミュレーションをしているかをお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 最初の質問でございますが、私どもも市として気にしているところがございます。強く指導してまいりたいと、このように思います。

2点目でございますが、過去、油で非常に影響を受けているという部分がございます。今度は、油についてはある程度安定してきたのですが、おっしゃるとおり電気代に、チロルのほうも設備的にシフトしたのですけれども、それが逆に今あだになっていることとございますが、いずれにしても、片方が上がれば片方が下がるという、そういうバランスのような状態になっております。

26年にいろいろなデータを今、収集しておりますので、その辺含めて、27年分の予算ということにつながっているものと、そのように思っておりますが、いずれにしても、これから季節的なものも含めて、当分の間、推移を見なければなかなか具体的な数字は出てこないのかなというふうに思っております。年度始まりまして、何カ月か動くことによって、おおよその推計ができてくるのではないかと、そのように考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） まず一つ目、第33期事業計画、1ページの2の（1）のところに、近隣温泉施設との交流事業を拡充させとありますが、前期でもいろいろなことを実施されたと思うのですけれども、前期にされた内容と、今期はどういうことを拡充させるのか、そういったことがわかればお伺いいたします。

あと、社員などに関する事項のところ、パートさんと正職員さん入れて21名ということなのですが、この中で歌志内から通われている方が何人いるかと、あと、その逆の市外から通われている方が何人いるのか、それについてお伺いいたします。

三つ目、33期の事業計画の2の（1）のところに、温泉モニター制度を導入しというところがあるのですが、これは、実際どのような取り組みをされるのか、内容がわかればお伺いいたします。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 1点目の近隣市町の温泉施設との部分でございます。前期、スタンプラリー制度ということで、新十津川の温泉と浦臼の温泉とチロルの湯の3施設をめぐって、スタンプラリー形式で判こを押された方につきまして、応募された方、抽選で、各市町の特産品をお送りすると、こういった形でお客さんを少しでもふやそうという取り組みを行ったところでございます。

ことしにつきまして、中身的なものに大きく変動はございませんけれども、近隣の市町で、私のところも参加したいという声も来ておりますので、それら今3市町で行っている部分合わせて、ふえることもあるのかなと、そのようにお聞きしてございます。

それから、2点目の社員の関係でございますけれども、現在21名いるうちの市内の方が1

4名、市外から通勤されている方が7名となっております。

次に、新たに取り組もうとしている温泉のモニター制度でございますけれども、やはり施設をよりよくしていくためには、利用されている方のお声を十分にお聞きするというのが重要だろうということもありまして、常連と言われているお客様を含めて、数名の方を御指名させていただいて、御承諾をいただいた場合に、率直なチロルの湯に対する御意見をいただいて、それを今後の運営に反映させていきたいと、こういった形で取り組まれるということでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 温泉モニターに指名するに当たっては、なっただくに当たって、何か特典ではないですけれども、そんなことは考えているのかお伺いいたします。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 今のところ入浴券といいますか、そういう形でのものをお渡しするというところで検討されているということでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第9号は、報告済みといたします。

議案第29号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第29号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第29号公平委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠158番地62。

氏名、石井吉三郎。

生年月日、昭和21年6月13日。

提案理由は、公平委員会委員石井吉三郎氏が平成27年6月24日をもって任期満了となるため再任しようとするものでございます。任期は4年間でございます。

石井吉三郎氏の略歴でございますが、再任でございますので説明は省略させていただきます。略歴は次ページに登載してございます。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第29号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、これに同意することに決定いたしました。

議案第30号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第30号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第30号公平委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠158番地54。

氏名、上坂孝一。

生年月日、昭和25年1月3日。

提案理由は、公平委員会委員上坂孝一氏が平成27年6月24日をもって任期満了となるため再任しようとするものでございます。任期は4年間でございます。

次のページをお開き願います。

上坂孝一氏の略歴でございますが、再任でございますので説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第30号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、これに同意することに決定いたしました。

議案第31号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第31号歌志内市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第31号歌志内市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）の一部改正に伴い、引用する条項を改めるため、関係条文を整理しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市営住宅管理条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願います。

歌志内市営住宅管理条例（平成9年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第20条第1項」を「第39条」に改める。

これは、福島復興再生特別措置法の改正により、公営住宅法の特例として、特定帰還者に関する規定が設けられたため、居住制限者を引用する条項が繰り下がったことにより、条文を整理するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第31号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

議案第32号

○議長（川野敏夫君）　日程第10　議案第32号歌志内市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第32号歌志内市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内市立図書館の移転に伴い、施設の位置が変更になることなど、所要の改

正を行うため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市立図書館条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の2ページをごらん願います。

歌志内市立図書館条例（昭和52年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「歌志内市立図書館、歌志内市字本町3番地2」を「歌志内市立図書館、歌志内市字本町76番地」に改める。

これは、歌志内市立図書館が歌志内市公民館内に移転することに伴い、施設の位置を改正するものでございます。

第6条第1項を次のように改める。

図書館は、全ての市民及び委員会が認めた者が利用することができる。ただし、委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、利用を拒否し、又は退館させることができる。

第1号、管内の秩序を乱し、他に迷惑を及ぼす者。

第2号、前号に掲げる者のほか、図書館の管理運営上支障があると認められる者。

これは、図書館の利用及び制限の規定について、現在、1市3町（歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町）で、公の施設の相互利用協定を締結している住民も利用することや、利用を制限する理由について文言を整理するため所要の改正を行うものでございます。

第9条を削る。

第9条は、郷土資料の利用に関する規定でございますが、図書館の移転に伴い、保有している郷土資料を郷土館へ集約するため条文を削るものでございます。

第10条の見出し中「損害賠償」を「弁償の義務」に改め、同条第1項を次のように改める。図書館の設備、備品、蔵書及び資料を破損、汚損又は滅失させた者は、現品若しくはこれに相当する代価をもって弁償しなければならない。

これは、図書館に設置されている閲覧用パソコンなど、備品等も含めて、破損等をさせた場合には弁償の義務を負うことを規定するため改正するものでございます。

第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

これは、第9条を削ることにより、条項が繰り上がったことによる改正でございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

第1項は、施行期日でございます。

条例の施行期日は、図書館の移転が完了し、夏休み初日である平成27年7月25日としております。

第2項は、歌志内市公民館条例の一部改正でございます。

資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の3ページをごらん願います。

歌志内市公民館条例（昭和60年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表1、本館の項中、「図書兼研修室」を「婦人研修室」に改める。

本条例の施行に伴い、歌志内市公民館の図書室を移転先とすることから、所要の改正を行うものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） この議案第32号なのですけれども、市立図書館条例の一部を改正する条例ということで提案されているのですけれども、中に、附則に、公民館の条例の一部改正ということをやられているのです。図書館の条例で公民館の条例も一緒に変えられるものなのかどうなのかを聞きたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） 女鹿議員の質問にお答えいたします。

条例・規則の改正の手法につきまして確認しながら作業を行っておりますが、既存の条例・規則の改正に伴いまして、改正理由を同じくして、他の条例・規則、文言等を改正する必要がある場合には、附則でもって改正を行うという手法がございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） となると、逆に言うと、公民館の条例で直したいということで、附則の中に図書館の条例を一部直しますという逆のことも出てくるということなのですか、そうしたら。図書館の条例と公民館の条例と一緒にやって、こういうふうにこっちも変わります、こっちも変わりますという形でやるものではないということですか、そういうことをしなくても大丈夫だということなのですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 手法の事例といたしましては、他の条例との兼ね合いの部分でいくと、女鹿議員がおっしゃる部分というのはあり得るのかなというふうに思いますけれども、現行の公民館条例に伴って、図書館のほうの改正が伴うという部分については、現行条例の中ではあり得ないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 両方条例を出して一緒にやる必要がないということですか。今の質問で。

○議長（川野敏夫君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤守君） 今回、図書館条例の部分を改正する、言うなれば住所を公民館のほうに移す。その公民館の中の居室として、公民館条例でうたっている部分の居室が一つなくなり、残りが一つという形になってまいります。その公民館の部分の状況のところを、現行、9条の部分の別表1の部分の本館居室数の明記の部分が変わるということで、それはなぜかという理由が、言うなれば図書館が移転することによって変わってくると。これは、両者にとっての改正理由が同じという形になりますので、図書館条例の改正にあわせて、この部分の改正を行う。

この手法は、実は、3月の提案でありました行政手続条例の部分でも、市条例のほうの一部を改正するという形があります。それは、そちらを改正する理由によって、関連する部分を一部改正すると、この手法に基づいて、法制担当の部分と協議をし、この手法での改正で問題ないということで、提案をさせていただいているというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） よろしいですか。ほかに。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 32号議案についてですが、まず最初に、1点目です。

私が議員活動を中断していた時期があるから、改めて伺いたいのですが、公民館を図書館に目的変更するということだと思うのですが、関係上部団体より許可が必要かと認識しておりますけれども、改修等もありますから、許可がおりたのかどうか伺いたいと思いますし、もし許

可が必要としなければ、それについては、その答弁を。また、許可が必要であるとする答弁ならば、許可された年月日をお答えしていただきたいと思います。

それから2点目ですが、図書館条例と公民館条例とは全く異なった条例として認識しているかどうか。

3点目です。今、女鹿議員も質疑しましたが、附則の2について、図書館条例の改正に公民館条例の一部改正が記述されております。これはどのように解釈すればよいのかと思っておりましたが、今、答弁で明らかになりましたけれども、問題は、そうであるとするならば、公民館条例も提案すべきだと、私はそう思うのですが、いかがでしょうか。

それから4点目です。また、議案第32号の資料を見ても、公民館に係る本文がないのです。本文なくして資料だけ出ているのです。それで、公民館条例の一部改正となっているのです、この資料の上に枠がありますから、なって。だから、本文がなく、こういう資料が提出できるのかと。

それから、図書館条例に対して、この議案が、条例の手續として、法的に正しいのかどうか、こういう手法は。先ほど手法があると言いました。その手法は、どの根拠、まず法律があると思うのです。こういう法律、根拠をもってやりましたと。自治法なり、この根拠はどこにあるのか、これを示していただきたいと。

それから、図書館法は、国が昭和25年に法律第118号で発布しているのです。それから公民館については、やっぱり国が社会教育法で、昭和24年に法律207号で発布しています。それで、本市としては、それぞれの条例を制定しているのです。だから、この条例改正については、本当に理解に苦しんでいるのです。このように2事業を合算してできるという先ほどの答弁で、手法だと言いましたけれども、どう考えても、公民館条例を提案しないで、この図書館条例で二つの条例を一本でやると、これは手法だというから、手法にしても、こんな議案の上程、間違いないのかどうか。僕は一瞬、公民館条例廃止されているのかなとちょっと疑ったぐらいなのです。間違いないのかどうかということで、これがあり得るのかどうかです、これも。あり得るとするならば、今言ったように、どのような根拠をもって提案ができるのか、議場に、議会に提案できるのか。この点については、しっかりとした根拠を示していただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時11分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 今回の改正の部分で御説明申し上げます。

今回は、附則による改正という手法で改正させていただいております。

この改正につきましては、既存の条例・規則の改正に伴って、他の条例・規則を改正する必要が生じた場合に行われる手法でございます。先ほども申し上げましたように、提案理由によりまして、他の条例を改正する必要が生じる場合、この附則による改正で、一般的に行うものでございます。

ほかにやる方法といたしましては、一本一本やるということも考えられますが、一般的には、今言ったように、一つの条例に影響の出るものにつきましては、附則による改正で行うということでございます。

これにつきましては、法制執務詳解という部分で記載されておりますので、この手法により、今回、改正条例を出したところでございますが、これにつきましては、これまでも多々こういう手法をとりながら、同じような理由の場合の改正につきましては、こういう手法で今までも、過去からずっとやってきているということでございます。

○議長（川野敏夫君） 杉山教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（杉山俊宏君） それでは、もう一方の御質問にございました上部団体が認めているかということにつきましての御答弁をさせていただきます。

上部団体でございますが、今回の場合は文部科学省ということになってまいります。現在、道教委を通じまして、財産処分の手続、手続は届け出でございますが、これにつきまして、移転の予定の日、または条例を改正提案する日程の予定、こういったこととあわせまして、北海道教育委員会と相談をしながら、現在、手続を進めているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） まず、1件目の許可の関係なのですが、内容を聞いていなかったのですね、私。許可された年月日を聞いたのです。だから、許可されていなかったら、されていないのだけれども、親切な答弁ありがとうございます。

それと、先ほど渡部課長からの答弁、これについてはもう一度ちょっと、何詳解といったか、ちょっと。

それで、その発行日、いつ発行した書物なのか、そこら辺も教えてください。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 本の名前は、法制執務詳解でございます。私が今手に持っておりますのは、平成16年6月30日の四訂版初版発行というものでございます。発行は、株式会社ぎょうせいでございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 本の名称はわかりました。

それで、発行が平成16年ということなのですが、四訂版ということですね。その後は改訂になっていないのでしょうか、その部分も含めて。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 申しわけございません。今手元に持っているのが平成16年のということで、この後の改訂版が出ているかというのは、ちょっと確認はとれておりませんが、今の基本の部分につきましては、これは変わらないものと考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第32号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

議案第33号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第33号空知教育センター組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第33号空知教育センター組合理約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律・施行令（昭和31年政令第221号）の一部が改正されたことに伴い、空知教育センター組合理約を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

空知教育センター組合理約の一部を改正する規約。

空知教育センター組合理約（昭和43年4月26日地方第691号指令）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の4ページをござらん願います。

第9条第3項中「第14条の2」を「第15条」に、「委員の」を「教育長又は委員の」に改める。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育長は、従来の教育委員長と一本化され、教育委員とは別の職となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律・施行令においても、教育組合の解職請求に関する特例の条項及び条文について、教育長と委員を分けて規定する改正が行われたため、空知教育センター組合理約について所要の改正を行うものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第33号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

議案第34号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第34号空知中部広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第34号空知中部広域連合規約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い、広域連合の処理する事務のうち、介護保険の事務に要する経費及び地域支援事業に要する経費について所要の改正を行うため、空知中部広域連合規約を変更する必要があることから、地方自治法第291条の11の規定により、議決を得ようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

空知中部広域連合規約の一部を変更する規約。

空知中部広域連合規約（平成10年7月6日市町村第784号指令）の一部を次のように変更する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の5ページをごらん願います。

別表第2項第2号に、次のように加える。

③低所得者の介護保険料軽減に要する経費。

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第124条の2第1項により算定した額から同条第2項及び第3項の国庫支出金及び道支出金を控除した額を負担額とする。

これは、介護保険法の改正に伴い、広域連合の処理する事務のうち、介護保険の事務に要する経費として、低所得者の介護保険料軽減に要する経費の負担額を定めるため、別表を変更しようとするものでございます。

別表第2項第3号を次のように改める。

第3号、地域支援事業に要する経費（第4条第3号関係）。

①介護予防事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に要する経費。

法第124条第3項により算定した額を負担額とする。

②包括支援事業及び任意事業に要する経費。

法第124条第4項により算定した額を負担額とする。

これは、介護保険法の改正に伴い、地域支援事業に要する経費について、介護予防・日常生活支援総合事業が追加されることや、負担額を介護保険法の規定に基づいて整理するため、別表を変更しようとするものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第34号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 3 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第13 議案第35号平成27年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） －登壇－

議案第35号の一般会計補正予算につきまして御提案申し上げます。

議案第35号平成27年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）。

平成27年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,401万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,841万2,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料570万7,000円の増額補正は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴う電算委託料の増で、庁内ネットワーク構築に係る整備及び児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、宛名システムに係る改修委託料であります。

次に、3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費13節委託料61万8,000円の増額補正は、マイナンバー制度導入に伴う障害者福祉システム改修委託料の増であります。

2項老人福祉費3目介護保険費15節工事請負費44万3,000円の増額補正は、経年劣化によるデイサービスセンターボイラー制御盤の故障に伴う交換工事であります。

3項1目とも生活保護費13節委託料84万2,000円の増額補正は、マイナンバー制度導入に伴う生活保護システム改修委託料の増であります。

次に、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費13節委託料38万5,000円の増額補正は、マイナンバー制度導入に伴う健康管理システム改修委託料の増であります。

次に、15款1項1目とも予備費601万7,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページにお戻り願います。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金1節社会保障・税番号制度システム整備

費補助金401万2,000円の増額補正は、歳出で説明のマイナンバー制度導入に伴う電算システム整備等に対する補助金であります。

次に、18款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金1,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。

以上で、議案第35号の一般会計補正予算の事項別明細書を含めての説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 補正予算なのですが、社会保障・税番号制度システムについてということで、いろいろ補正されております。その中で何点かお聞きしたいと思います。

この制度について、昨年9月に私、質疑しまして、答弁をいただいております。その中で、個人情報の漏えいや他人番号のなりすまし、番号の管理を1カ所で行われるのではないかと多くの方が、そういった懸念を持っている。しかし、法令の整備やシステム管理を1カ所集中型にしないなどで、100%の管理を行う体制になるという答弁をいただいております。

しかし、今、年金者番号などいろいろ個人情報が漏れているといった大きな問題があります。この年金者番号だけでもかなりの個人の情報漏えいが起きている状態です。

その状況を踏まえながらも、この制度を今行う制度が、そのまま動き出していますけれども、動き出しているからといって、そのまま進めていっていいものなのかどうなのかというのがすごく心配されます。この心配をどのように認識しているか、どのように進めていくのかを聞きたいと思います。

あと、情報漏えいが、もしこの制度が始まって起きた場合に、対処法をどういうふうに行うのか、そういった話し合いとかというのはどういうふうになっているのか、それを聞きたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 非常に近年、サイバー攻撃というか、今回みたいな一本的な標的型攻撃と言われている部分が最近いろいろなところでなっております。このことについては、非常に頭の痛い問題でございますが、国のほうといたしましては、今回の事件の部分につきまして、内容、原因の究明等を行いながら、再発防止の検討を進めていくということでございますので、今後、市町村のほうにも何らかのアクションがあるものではないかというふうに思っております。

つきましては、情報漏えいの対応策といいますか、昨年も同じような質問ということでございましたけれども、基本的には、制度やシステムの両面からいろいろな安全策を講じているということでございます。

基本的に、今回の部分でいきますと、ヒューマンエラーといいますか、人間の犯した部分という部分もございまして、その辺についても、各取扱者は慎重に行っていかなければならないと思っております。

この前のお話とちょっと重複いたしますが、いろいろな情報というのは、それぞれ分散して管理しているということでございます。例えば国税に関するものは税務署で管理する。児童手当とか生活保護に関する部分については市役所で管理する。年金に関する情報については年金事務所で管理すると。

今と変わりがなく管理するものでございまして、この辺の連絡というか通信というか、そういう部分を、マイナンバーを使うのではなくて、コードを使いながらそれぞれやっていくとい

うことですので、その辺での漏えいは、例えばそこ1カ所の役所の中で感染したとしても、ほかのところには全部芽づる式になっていくということは考えられないと。1カ所の情報は漏れま
すけれども、その部分、ほかのところには影響ないということになっております。その1カ所
の漏えいがあるとはいけないということですので、その部分につきまして、今、先ほど申し上げ
ました、国のほうでもいろいろな対策を今後考えていくものと思っております。

内容といたしましては、各種のガイドラインというものをいろいろ作成しますので、そうい
うものの見直しを行いながら、関係機関それぞれ挙げて、それぞれのセキュリティーの対策、
この辺を強化していくということによっておりますので、今後また何かの通知が来るもの
と思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 年金の番号も当時は大丈夫だと、遮断されているから大丈夫ですとい
ったものが今漏れているわけです。今回のマイナンバー制度になると、所得税、さっき課長言
われました住民税だったり、医療保険税、銀行預金、あと、メタボ健診のデータ、こういったこ
とも今度マイナンバーのほうで整理していくということでもあります。

各ところで管理するところが違うという話をしていましたけれども、医療保険に関しては
9,000何百万人ものデータが集約されるのです。このデータというのは、今回の年金者番
号のたしか3倍近くになるのではないかと思いますのでけれども、そういったところの管理が本
当に100%大丈夫かという状況に今、多分なっていると思うのです。

そういったときに、10月1日から個人通知して、来年の1月からやりますという政府の考
えですけれども、いろいろやっぱりこういった年金の情報の漏えいだとかというのがまだ、実
際どういふふうな対処、どういふふうなことでどういふふうになったのかというのが、ちゃ
んと明確になっていない中で進めるというのは、やっぱり市民にとっても大きな不安にもなる
だろうし、やるほうも結構リスクが出てくるのではないかと思います。

そこで、いま少し中断してでも、きちんとした策をとる必要もあるという声を発信してい
く必要もあるのではないかと思いますのでけれども、その辺どうでしょうか。

あと、今後、民間企業もマイナンバーを使っていけるという話もされております。今、年
金者番号のほかに、その前にベネッセだとか、そういったところの個人情報が出るとい
う事件も多発していました。さらに個人の不安をやっぱり大きくしているところもある
ので、そういったところの認識をきちんと押さえて、今後どういふふうに進めていく
のか、それをしてい
かないとだめだと思っておりますけれども、その辺についてどういふふう
に思っているか聞きたい
と思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 繰り返しの答弁になって申しわけないと思いますが、基本的
にマイナンバー制度、全国一律に動いているものでございます。

先ほど申しました事件の部分については、今、原因究明等を行っているということ
でございますので、この辺の個人情報の保護、この辺に万全を尽くすということ
で、国のほうでは、番号の利用開始に向け準備をするということ
で言われております。

その部分につきまして、いろいろな各市町村ですとか、いろいろな団体の
そういうセキュリティー対策の確認等、今後、国のほうでも一緒にや
っていくと思うのです。その中で不備があれば、それは直してい
くということになると思っておりますので、その辺は、今後の連絡
を待って、それに対して対応していきたいと思
っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 議案第35号一般会計補正予算について、反対の立場で討論したいと思います。

今回の補正予算の中で、社会保障・税番号制度システムの整備として補正が組まれております。

しかし、これは国が進めるマイナンバー制度への整備となっております。国が進め、全国で行うことが決まっているとしても、今、別管理されている年金者番号の流出が大きな問題になっている中で、個人の大切な情報を番号により管理し、かつその個人情報を流出させないすべが今は100%ない状況であります。

さらに、個人情報を意図的に盗み、売る人間が多く存在し、一度漏れた情報は流通、売買され、取り返しがつかなく、これらの情報は集積されるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなります。

さまざまな危険性があるにもかかわらず、このまま制度開始に向け進めていいものなのか大きな疑問と不安があります。

歌志内市においても、年金者や医療保険者など、人口の多くを占めている状況から見ても、住民一人一人を守るためには、社会保障・税番号制度は中止すべきではないかと思えます。

よって、社会保障・税番号制度システムの整備が盛り込まれております今補正予算には賛成できないとして、反対いたします。

○議長（川野敏夫君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

田村武史さん。

○2番（田村武史君） ただいまの議案第35号平成27年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論をいたします。

この議案につきましては、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度運用にかかわる経費の補正予算が主であります。

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する情報が同一人の情報であるということを確認するために活用されるものであります。

メリットとして、住民票や転入届などの行政手続が簡単になる。データの照会ミスがなくなる。コストの削減など、効率的に行われることなどが挙げられております。

また、社会保障や税の給付と負担の公平が図られることも大きなメリットと考えられます。

以上のことから、マイナンバー制度運用にかかわる経費の補正予算が主であります議案第35号平成27年度歌志内市一般会計補正予算（第2号）について賛成いたします。

討論を終わります。

○議長（川野敏夫君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第35号について、起立により採決をいたします。

ただいまの議案に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。
本日は、これにて散会をいたします。
御苦労さまでした。

（午後 2時43分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 田 村 武 史

署名議員 本 田 加 津 子